

三田市公益目的通報者保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第8条 省略 (行政監察員への公益目的通報)</p> <p>第9条 行政監察員は、第3条第1項の規定に基づく公益目的通報又は第5条第2項の規定に基づく不利益取扱いの申出があったときは、誠実にその内容を聴取し、趣旨の確認に努めなければならない。</p> <p>2 前項に規定する公益目的通報又は不利益取扱いの申出の内容が、<u>他人の正当な利益を害する不正の目的によるものと認められるときは</u>、行政監察員は、理由を説明してこれを受け付けないことができる。</p> <p>3 行政監察員は、第1項に規定する公益目的通報又は不利益取扱いの申出を受け付けたときは、市長に報告することが適当でないと認められる相当な理由があるときを除き、直ちにその概要(公益目的通報者の氏名を除く。)及びこれに対する行政監察員の対応方針を直接市長に報告しなければならない。</p> <p>4 行政監察員は、第4条第2項後段又は第2項の規定により公益目的通報若しくは不利益取扱いの申出の受付を拒否したときは、直ちにその概要(公益目的通報者の氏名を除く。)及び理由を<u>直接市長に報告しなければならない</u>。</p> <p>5 市長は、前項の規定により行政監察員から公益目的通報又は不利益取扱いの申出の受付の拒否の報告を受けたときは、規則で定めるところによりその内容を公表するものとする。この場合において、当該公表は、三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号。以下「情報公開条例」という。)の規定に照らし行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第8条 省略 (行政監察員への公益目的通報)</p> <p>第9条 行政監察員は、第3条第1項の規定に基づく公益目的通報又は第5条第2項の規定に基づく不利益取扱いの申出があったときは、誠実にその内容を聴取し、趣旨の確認に努めなければならない。</p> <p>2 前項に規定する公益目的通報又は不利益取扱いの申出の内容が、<u>公益目的通報にあっては第2条第3号に規定する公益目的通報に該当しないと認められるとき、不利益取扱いの申出にあっては他人の正当な利益を害する不正の目的によるものその他不適当と認められるときは</u>、行政監察員は、理由を説明してこれを受け付けないことができる。</p> <p>3 行政監察員は、第1項に規定する公益目的通報又は不利益取扱いの申出を受け付けたときは、市長に報告することが適當でないと認められる相当な理由があるときを除き、直ちにその概要(公益目的通報者の氏名を除く。)及びこれに対する行政監察員の対応方針を直接市長に報告しなければならない。</p> <p>4 行政監察員は、第4条第2項後段又は第2項の規定により公益目的通報若しくは不利益取扱いの申出の受付を拒否したときは、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し、直ちにその概要(公益目的通報者の氏名を除く。)及び理由を直接報告しなければならない</u>。</p> <p>(1) <u>第4条第2項後段の規定により公益目的通報の受付を拒否したとき 市長</u></p> <p>(2) <u>第2項の規定により公益目的通報又は不利益取扱いの申出の受付を拒否したとき 市長及び公益目的通報者又は不利益取扱いの申出をした者(匿名による場合を除く。)</u></p> <p>5 市長は、前項の規定により行政監察員から公益目的通報又は不利益取扱いの申出の受付の拒否の報告を受けたときは、<u>匿名による場合に限り、規則で定めるところによりその内容を公表するものとする</u>。この場合において、当該公表は、三田市情報公開条例(平成15年三田市条例第2号。以下「情報公開条例」という。)の規定に照らし行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>